

交渉等情報（1）

平成 26 年 6 月 19 日

各所属長様

行政管理課長

人員確保等交渉の結果等について

平成 26 年 6 月 18 日（水）に高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）と行政管理課長交渉を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 交渉における主な回答等

| 県職労の要求の内容 | 行政管理課長の主な回答等 |
|--|--|
| 1. 年度当初及び年度途中の欠員は速やかに補充すること。 また、欠員を生じさせないための対策や産休・育児休業者の代替要員確保対策として、名簿登載方式をはじめとする具体策を講ずること。 | 1について ・欠員は、基本的には、補充するとの従来の考え方には変わりはないが、事情により、臨時の任用職員で対応せざるを得ない場合もある。 ・採用試験合格者の年度途中での繰上採用など、何ができるか検討する。 ・技能職員の職場にあっては、その職場での見直しが可能な場合を除いて、臨時の任用職員による対応を行い、一定の時期には改めて検討を行う考えである。 ・名簿登載方式については、余剰を見込んだ形での実施は困難と考えている。 |
| 2. 2015 年度の新規採用職員数及び再任用職員数を決定するにあたっては、退職者の完全補充はもとより、県民福祉の向上や労働条件改善のために必要な人員を考慮すること。 | 2、4、6について ・職員の採用にあたっては、業務運営に支障のない配置を行うことを基本とする中で、必要に応じて採用するという考え方である。 ・職員の配置についても同様に、職場実態の把握に努めつつ、高知県行政改革プランに沿って適正な配置及び管理に努めていくという考え方である。 |
| 4. 有資格者の採用を計画的に行うとともに、専門性や継続性、経験を必要とする業務に対して適材適所の人員配置を行うこと。また、その配置にあたっては、本人希望を尊重すること。 | |

| 県職労の要求の内容 | 行政管理課長の主な回答等 |
|---|---|
| <p>6. 事務事業見直し提示時点で予定していなかった業務が発生する場合は、県職労および分会に対して事前協議を行うこと。また、労働強化とならないような対策をとること。</p> | |
| <p>3. 雇用と年金の確実な接続を図るために、希望者全員が引き続き再任用されるとともに、来年度以降の制度設計などについて、職員団体との交渉・協議・合意を前提に行うこと。</p> | <p>3について • 再任用制度については、退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、再任用により雇用と年金の接続を図ることという国からの要請を踏まえ、これまでにお示しした考え方により運用していくと考えている。</p> |
| <p>5. 次期、行革プラン策定にあたっては、現行革プランにおける総括を示すとともに、次期プランに向けて県職労の意見反映・協議の場を確保すること。 また、技能職退職不補充方針を見直すこと。 特に栽培・飼育業務、道路整備については、現場の知識、経験が生かされる技能職員配置を行うこと。また、今後のあり方については、現場の意見を十分に聞く場を設けること。</p> | <p>5について • 次期プランの策定にあたっては、現在の高知県行政改革プランの策定の経過も踏まえ、様々な視点から検討していく必要があると考えている。 • 技能職については、平成 22 年 3 月に策定した高知県行政改革プランにおいて退職不補充としたところ。 • 試験研究機関の植物栽培及び動物飼育の業務については、技能職員の退職後は順次、非常勤職員及び研究職員が担うこととしており、業務の引き継ぎの進捗状況に合わせて、体制の見直しを検討していくと考えている。引き続き意見を聞きながら、日々の業務の中で技術研修等を行っていく。 • 一部の土木事務所において、平成 24 年度から道路パトロール業務を委託しているところ。技能職員が担う業務のあり方について、意見は聞きたいと考えている。</p> |
| <p>7. 東日本大震災に伴う職員派遣にあたっては、職員の労働条件や健康等に十分配慮すること。また、派遣元となる職場で労働強化とならない体制を確保すること。</p> | <p>7について • 東日本大震災に伴う職員派遣の勤務条件については、適切に対応していく。</p> |

| 県職労の要求の内容 | 行政管理課長の主な回答等 |
|--|---|
| <p>8. 公務におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場における男女平等の推進へ向けた具体策を講じること。また、仕事と生活の両立支援を促進するための取り組みを強化すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康等についても、状況把握に努めるなど十分配慮をしていく。 ・併せて、派遣元の所属においては、必要に応じて臨時的任用職員の雇用等を検討していきたいと考えている。 <p>8について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事については、今後とも適材適所の考え方のもと、適切かつ公平な取り扱いに努めていきたいと考えている。 ・仕事と生活の両立支援の促進については、次世代育成支援行動計画に基づき、引き続き取り組んでいく。 |
| <p>9. やむを得ず目安時間を超える恐れのある職場については、そのつど時間外縮減に向けた対策を講じること。</p> | <p>9について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務等については、平成24年4月に発出した副知事通知に基づいて、全府的に取組を進めているところ。 ・平成25年度からは、所属全体での意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とする目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしている。 ・目安時間の取扱いについては、現行（目安時間は他律的業務及び災害対応を除き360時間とする。他律的業務を含み360時間を超えた職員について、決算があがった段階でその原因を分析し対応について話をする。）によりたいと考えている。 ・今後とも、時間外勤務縮減に向けて各所属に主体的な取組を求めながらも、総務部としても、引き続き取り組んでいきたい。 |
| <p>10. メンタルヘルス対策を充実させること。</p> | <p>10について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策については、重要な課題と認識しており、これまで、相談体制の充実や心の健康診断の実施、研修会の開催、職場復帰支援制度などに取り組んできたところ。 |

| 県職労の要求の内容 | 行政管理課長の主な回答等 |
|-----------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 今後も、職員の心と体の健康づくりのため、予防対策や早期発見、早期治療につながる取組を行っていく。 |
| 11. 別途提出する個別課題について、改善を図ること。 | |
| (1) 須崎県税事務所（課税課 臨時職員配置） | <p>(1) 須崎県税事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 部からは4月から5月の時期は、課税業務全体が多忙な中で、一部の職員の時間外勤務が増加したが、山は越えたと聞いている。 また、今後についても、課税チーム全員でカバーすることで、当面は対応できると聞いている。 なお、軽油引取税の免税制度が延長される場合には、改めて必要な対応を部と検討していきたい。 |
| (2) 健康長寿政策課（臨時職員 1名配置） | <p>(2) 健康長寿政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 部からは量的には計画的に準備や依頼をすることにより、適切に対応できると聞いている。 また、突発的に用務が重なった場合など、臨時の任用職員1人では物理的に対応できない場合は、他の課の臨時の任用職員の協力を得るなどして対応していくと聞いている。 |
| (3) 中央西福祉保健所（病休者の対応） | <p>(3) 中央西福祉保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> 部からは所内の状況も踏まえ、総務保護課にケースワーカーの経験のある方を臨時の任用職員として配置できるよう確保に努めると聞いている。 |
| (4) 福祉指導課（短時間再任用の配置） | <p>(4) 福祉指導課</p> <ul style="list-style-type: none"> 部からは6月までは決算事務等で時間外勤務が多くなることが見込まれるが、課全体で業務の平準化を図ることで、現体制で対応できると聞いている。 |

| 県職労の要求の内容 | 行政管理課長の主な回答等 |
|---|---|
| (5) 鳥獣対策課（業務量増による職員1名増） | <ul style="list-style-type: none"> なお、7月以降については、上記の業務が終了し、業務の集中が緩和される見込みであると聞いている。 |
| (6) 治山林道課（職員1名増（または臨時職員配置）） | <p>(5) 鳥獣対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 部からは職員間で日程調整するなどの方法により、業務の平準化を図ることで、現体制で対応できると聞いている。 法改正に伴う業務への影響が明らかになった際には、改めて必要な対応を部と検討していきたい。 |
| (7) 港湾振興課（チーフ（客船担当）を1名増） | <p>(6) 治山林道課</p> <ul style="list-style-type: none"> 部からは保安林の解除の件数は、近年、ほぼ横ばいで推移しており、現体制で対応できると聞いている。 |
| 12. 要求等について、労使合意が図られたときは、文書協定もしくは労働協約として締結すること。 | <p>(7) 港湾振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> 部からは5月以降に外国客船の寄港が見込まれていないこと、また、業務量の増加時には、課全体で業務の平準化を図ることで、現体制で対応できると聞いている。 <p>12について</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書協定もしくは労働協約の締結については、現行の考え方によりたい。なお、今後の地方公務員に関する労働基本権のあり方の議論には留意していきたい。 |

2 当局の文書回答

(1) 文書回答（平成 26 年 6 月 18 日）

2014 年度人員確保等に関する要求書に対する回答について

(2) 回答書（全文）

2014 年度人員確保等に関する要求書に対する回答について

平成 26 年 6 月 2 日付けで提出がありました要求書について、下記のとおり回答します。

記

1について

欠員は、基本的には、補充するとの従来の考え方には変わりはありませんが、事情により、臨時的任用職員で対応せざるを得ない場合もあります。

技能職員の職場にあっては、その職場での見直しが可能な場合を除いて、臨時的任用職員による対応を行い、一定の時期には改めて検討を行う考えです。

なお、名簿登載方式については、余剰を見込んだ形での実施は困難と考えています。

2、4、6について

職員の採用にあたっては、業務運営に支障のない配置を行うことを基本とする中で、必要に応じて採用するという考え方です。

職員の配置についても同様に、職場実態の把握に努めつつ、高知県行政改革プランに沿って適正な配置及び管理に努めていくという考え方です。

3について

再任用制度については、退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、再任用により雇用と年金の接続を図ることという国からの要請を踏まえ、これまでにお示しした考え方により運用していくかと考へています。

5について

次期のプランの策定にあたっては、現在の高知県行政改革プランの策定の経過も踏まえ、様々な視点から検討していく必要があると考えています。

また、技能職については、平成 22 年 3 月に策定した高知県行政改革プランにおいて退職不補充としています。

試験研究機関の植物栽培及び動物飼育の業務については、技能職員の退職後は順次、非常勤職員及び研究職員が担うこととしており、業務の引き継ぎの進捗状況に合わせて、体制の見直しを検討していくかと考へています。引き続きご意見をお聞きしながら、日々の業務の中で技術研修等を行っていきます。

一部の土木事務所において、平成 24 年度から道路パトロール業務を委託しているところですが、技能職員が担う業務のあり方について、ご意見をお聞きしたいと考へています。

7について

東日本大震災に伴う職員派遣の勤務条件については、適切に対応していきたいと考へています。

また、職員の健康等についても、状況把握に努めるなど十分配慮していきます。
併せて、派遣元の所属においては、必要に応じて臨時的任用職員の雇用等を検討していく
きたいと考えています。

8について

人事については、今後とも適材適所の考え方のもと、適切かつ公平な取り扱いに努めて
いきたいと考えています。

また、仕事と生活の両立支援の促進については、次世代育成支援行動計画に基づき、引
き続き取り組んでいきます。

9について

時間外勤務等については、「活力のある職場づくりと公務能率等の向上について」（副知
事通知）に基づいて、全序的に取組を進めているところです。平成25年度からは、所属
全体での意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とする目的に、所属の目標
設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしています。

今後とも、時間外勤務縮減に向けて各所属に主体的な取組を求めるながらも、総務部とし
ても、引き続き取り組んでいきたいと考えています。
目安時間の取扱いについては、現行によりたいと考えています。

10について

メンタルヘルス対策については、重要な課題と認識しており、これまで、相談体制の充
実や心の健康診断の実施、研修会の開催、職場復帰支援制度などに取り組んできたところ
ですが、今後も、職員の心と体の健康づくりのため、予防対策や早期発見、早期治療につ
ながる取組を行っていきます。

12について

文書協定もしくは労働協約の締結については、現行の考え方によりたいと考えています。
なお、今後の地方公務員に関する労働基本権の方の議論には留意していきたいと考え
ています。

3 県職労からの要求

(1) 要求書提出

2014年度人員確保等に関する要求書（平成26年6月2日）

(2) 要求書（全文）

2014年度人員確保等に関する要求書

高知県の職員数は、行政改革等で削減が続く中、知事部局は、この10年間で約2割の700名以上が削減されました。

一方、業務量については、課題解決先進県として産業振興計画の推進や日本一の健康长寿県構想などに加え、南海トラフ地震対策、中山間対策の充実強化など県に求められる業務は、増え続けており、業務量に見合った人員の確保が合わせて必要です。行政改革プランによる県の人員削減姿勢は続いている、職員は厳しい業務実態の中、働き続けています。そうした職場状況にも起因して、心身に故障をきたす職員も依然高止まりの実態があります。

さらに、一昨年度から大型補正に伴い、土木・耕地・林業などの職場で事業量の増大が生じており、現場実態を踏まえた人的配置が喫緊の課題になっています。
つきましては、本年4月以降の職場点検等を踏まえて、安心して働き続けられる職場環境や県民サービスを維持していくために必要な人員確保を求めて、次のとおり要求書を提出しますので、貴職の誠意ある回答を強く求めます。

なお、回答については、6月18日（水）までに文書で行われますよう申し添えます。

記

1. 年度当初及び年度途中の欠員は速やかに補充すること。
また、欠員を生じさせないための対策や産休・育児休業者の代替要員確保対策として、名簿登載方式をはじめとする具体策を講ずること。
2. 2015年度の新規採用職員数及び再任用職員数を決定するにあたっては、退職者の完全補充はもとより、県民福祉の向上や労働条件改善のために必要な人員を考慮すること。
3. 雇用と年金の確実な接続を図るために、希望者全員が引き続き再任用されるとともに、来年度以降の制度設計などについて、職員団体との交渉・協議・合意を前提に行うこと。
4. 有資格者の採用を計画的に行うとともに、専門性や継続性、経験を必要とする業務に對して適材適所の人員配置を行うこと。また、その配置にあたっては、本人希望を尊重すること。
5. 次期、行革プラン策定にあたっては、現行革プランにおける総括を示すとともに、次期プランに向けて県職労の意見反映・協議の場を確保すること。
また、技能職退職不補充方針を見直すこと。
- 特に栽培・飼育業務、道路整備については、現場の知識、経験が生かされる技能職員配置を行うこと。また、今後の方については、現場の意見を十分に聞く場を設けること。
6. 事務事業見直し提示時点で予定していないかった業務が発生する場合は、県職労および分会に対して事前協議を行うこと。また、労働強化とならないような対策をとること。

7. 東日本大震災に伴う職員派遣にあたっては、職員の労働条件や健康等に十分配慮すること。また、派遣元となる職場で労働強化とならない体制を確保すること。
8. 公務におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場における男女平等の推進へ向けた具体策を講じること。また、仕事と生活の両立支援を促進するための取り組みを強化すること。
9. やむを得ず目安時間を超える恐れのある職場については、そのつど時間外縮減に向けた対策を講じること。
10. メンタルヘルス対策を充実させること。
11. 別途提出する個別課題について、改善を図ること。
12. 要求等について、労使合意が図られたときは、文書協定もしくは労働協約として締結すること。